

指定訪問介護

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	※介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について (4) は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 「常勤換算方法」 - 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 「常勤」 - 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 - 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時	基準 第3条 解釈 第3の1の3(1) 解釈 第2の2

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 1 基本方針	指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっているか。	間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。 ・ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 ・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスを行うこと。 ・ また、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、適切に行うこと。	法第 73 条第 1 項基準 第 4 条 法第 74 条第 1 項法第 8 条第 2 項及び施行令第 3 条
第 2 人員に関する基準	指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で 2.5 以上となっているか。	・ 看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）の資格を有している場合は、介護職員初任者研修修了者とみなされるが、訪問介護員として就労するためには、本県が交付する「修了証明書」が必要である。	基準 第 5 条第 1 項
1 訪問介護員等の員数	① 介護福祉士 ② 介護職員初任者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員養成研修課程修了者（1 級・2 級） ⑤ 看護師、准看護師、保健師及び助産師の資格を有する者 ⑥ 社会福祉法及び介護福祉法に基づく実務者研修修了者 ⑦ 居宅介護従業者養成研修修了者（1 級・2 級） ⑧ 家庭奉仕員講習会修了者 ⑨ 家庭奉仕員採用時研修修了者 ⑩ 生活援助従事者研修修了者	・ サービス提供責任者（以下「サ責」という。）は訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定める者であって、原則として常勤のものから選任する。なお、1 級課程については、看護師等の資格を有する者の場合、全科目を免除することが可能とされていたこと。	基準 第 5 条第 2 項
2 サービス提供責任者	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が第一号訪問事業（整備法第 5 条により旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。（管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。）	・ イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。 ・ ロ イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。	解釈 第 3 の 1 の 1(2)④

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(2) (1)の利用者の数は、前3月の平均値としているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数で差し支えない。 (3) サービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護の職務に従事するものとなっているか。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 (4) (1)の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効果的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上としているか。 (5) 指定訪問介護事業者が(1)に規定する第一号訪問事業に係る指定事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、(1)～(3)の基準を満たしているとみなしているか。	- 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。 左記(4)における留意点 イ 「サ責の業務に主として従事する者」とは、サ責である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であること。 ロ 「サ責が行う業務が効果的に行われている」場合とは、居宅基準においてサ責が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいう。 - 訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 - 利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 - 利用者に対して複数のサ責が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サ責業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サ責が不在時に別のサ責が補完することを可能としていること。 この場合、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサ責については、別表二（省略）に示すサ責数を配置するものとする。	基準 第5条第3項 解釈 第3の1の1(2)①ハ 基準 第5条第4項 基準 第5条第5項 解釈 第3の1の1(2)③イ、ロ 基準 第5条第6項
3 管理者	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	- 当該事業所又は他の事業所等の職務を兼務している場合、他の事業所が同一敷地内又は道路を隔てて隣接しているか、管理上支障がないか確認する。 - 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設	基準第6条 解釈 第3の1の1(3)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第3 設備に関する基準	(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。 (2) 事務室又は区画については、利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 (3) 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の提供に必要な設備・備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 (4) ただし、指定訪問介護事業者が第2の2(1)に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を備えることをもって、(1)から(3)を備えているものとみなすことができる。	設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ※ 例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 ・ 業務に支障がなければ他の事業と同一の事務室であっても差し支えないが、区画が明確に特定されているか。 ・ 事業に必要な設備・備品を備え、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。	法第74条第2項 基準 第7条第1項 解釈 第3の1の2(1) 基準 第7条第1項 解釈 第3の1の2(3) 基準 第7条第2項
第4 運営に関する基準	1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 重要事項を記した文書は、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定訪問介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等	・ 重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていること。 ・ 当該同意については、書面によって確認することが望ましい。 ・ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条（訪問介護員等の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。	法第74条第2項 基準第8条 解釈 第3の1の3(2) 解釈 第3の1の3の(19)①

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
2 提供拒否の禁止	について、一体的に作成することは差し支えない。）となっているか。 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか（ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日老振第76号）の1を除く。）。	（重要事項の主な項目） ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 年月日、評価機関の名称、結果の開示状況）等 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施 （正当な理由の例） ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ 一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例 ※③の具体的な事例 イ「直接本人の援助」に該当しない行為 ・ 利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等） ・ 自家用車の洗車・清掃等 ロ「日常生活の援助」に該当しない行為 ・ 草むしり ・ 花木の水やり ・ 犬の散歩等ペットの世話 等 ハ 日常的に行われている家事の範囲を超える行為 ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・ 植木の選定等の園芸 ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 ・ 居宅介護支援事業者へ連絡を行うこと。 ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどうに行っているか。 ・ 事前に近隣の指定訪問介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。 ・ 初回訪問時に確認し、サービス提供票や訪問介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 ・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。	基準第9条 解釈 第3の1の3(3) 基準第10条 基準 第11条第1項 基準 第11条第2項 （法第73条2項）
3 サービス提供困難時の対応	指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	ハ 日常的に行われている家事の範囲を超える行為 ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・ 植木の選定等の園芸 ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 ・ 居宅介護支援事業者へ連絡を行うこと。 ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどうに行っているか。 ・ 事前に近隣の指定訪問介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。	基準第10条
4 受給資格等の確認	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めているか。	・ 初回訪問時に確認し、サービス提供票や訪問介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 ・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。	基準 第11条第1項 基準 第11条第2項 （法第73条2項）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとること。 ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する 60 日前から遅くとも 30 日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行うこと。	基準第 12 条
6 心身の状況等の把握	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	・ サービス担当者会議等の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 ・ サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	基準第 13 条
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下、「居宅介護支援事業所等」という）との密接な連携に努めているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	・ 連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 ・ サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。 ・ 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。	基準第 14 条
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。	基準第 15 条
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。	・ 訪問介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。	基準第 16 条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	・ 利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 ・ 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行うこと。	基準第 17 条 解釈 第 3 の 一 の 3 (8)
11 身分を証する書類の携行	(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか。	・ 身分証明書の様式は、定められていないので任意の様式となるが、(2)の要件の外に、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記録を行うことが望ましい。	基準第 18 条 解釈 第 3 の 一 の 3 (9)
12 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	・ 指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容（身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別等）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。 ・ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 ・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5 年間保存すること。	基準 第 19 条第 1 項 解釈 第 3 の一 の 3 (10)① 基準 第 19 条第 2 項 解釈 第 3 の一 の 3 (10)② 鹿児島県条例
13 利用料等の受領	(1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 (4) 指定訪問介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行	・ 定められた利用者負担額（1 割～3 割相当額）の支払いを受けているか。 ・ 割引率の設定を県に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。 ・ 費用の全額(10 割)の支払いを受けているか。 ・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用はその実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 ・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押	基準 第 20 条第 1 項 基準 第 20 条第 2 項 基準 第 20 条第 3 項 基準 第 20 条第 4 項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第 65 条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定訪問介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	印）を受けているか。 ・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 ・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② 食事の提供に要した費用の額 ③ 滞在に要した費用の額 ④ その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 ・ 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 ・ 様式は基本的には介護給付費明細書と同様記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。	法第 41 条第 8 項 施行規則第 65 条 基準第 21 条
14 保険給付の請求のための証明書の交付	指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 様式は基本的には介護給付費明細書と同様記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。	基準第 21 条
15 指定訪問介護の基本取扱方針	(1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	（指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針の留意点） ① 提供された介護サービスは、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価し、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図っているか。	基準第 22 条（法第 73 条 1 項） 解釈 第 3 の一の 3 の(13)
16 指定訪問介護の具体的取扱方針	(1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記	② 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行っているか。 ③ 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってではなく、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内	基準第 23 条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	録しなければならない。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 17 訪問介護計画の作成 (1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。 (2) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、実施状況や評価についても説明を行っているか。 (4) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。 (5) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。 (6) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(4)に準じて取り扱っているか。	容について記録をし、居宅基準第39条第2項の規定に基づき当該記録を2年間保存しているか。 (訪問介護計画の作成上の留意点) ① サービス提供責任者は、計画目標や内容等について利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明し実施状況や評価についても説明を行っているか。 ② 訪問介護計画書の作成は、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にし、担当する者の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。 なお、訪問介護計画書の様式は各事業所毎に定めるもので差し支えない。 ③ サービス提供責任者は、訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿っているか把握するとともに訪問介護員等に対する助言、指導等必要な管理を行っているか。 ④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。	基準 第24条第1項 解釈 第3の一の3 の(14) 基準 第24条第2項 基準 第24条第3項 基準 第24条第4項 基準 第24条第5項 基準 第24条第6項 基準第25条 基準第26条 解釈 第3の一の3 の(15)
18 同居家族に対するサービスの禁止	指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはいいないか。	・ 指定訪問介護事業所の具体的な防止策としてどのような取り組みをしているか確認する。	基準第25条
19 利用者に関する市町村への通知	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさ	基準第26条 解釈 第3の一の3 の(15)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
20 緊急時等の対応	① 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じているか。	せるなどした者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない。 ・ 運営規程に必要な措置等を規定しているか。緊急時において円滑な協力を得るため事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。 ・ 管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに居宅基準第2章第4節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うものである。	基準第27条 解釈 第3の一の3 の(16)
21 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第2章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、省令第24条「訪問介護計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 ②の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 ④ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示す	・ サービス提供責任者は、左記(4)に具体的に列記する業務を行うものである。この場合、複数のサービス提供責任者を配置する事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができるときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。 左記②の2の情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な内容については、例えば、 ・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・ 薬の服用を拒絶している・使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・ 口臭や口腔内出血がある ・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある ・ 食量や食事回数に変化がある ・ 下痢や便秘が続いている ・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられるが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとする。 必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しておくことが望ましい。 ・ 左記④から⑦において、サービス提供責任者による訪問介護員等に対する業務管理、研修、技術指導等が規定されているところである。 ・ 平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事する	基準 第28条 解釈 第3の一の3 の(17) 解釈 第3の一の3 の(18)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	るとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。	ことができる生活援助従事者研修修了者が従事することになることから、当該研修修了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどのOJTを通じて支援を行っているか。 ・ 緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導をしているか。 ・ 生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行っているか。具体的には、生活援助中心型のみ利用している利用者に対する指定訪問介護に従事させることなどが考えられる。 ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び当該計画の実施状況について適切な管理を行うとともに、組織立てて左記の管理業務を行っているか。 ・ 「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービス内容を指す。 〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条（訪問介護員等の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	
22 運営規程	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	基準第 29 条 解釈 第 3 の一の 3 の(19)① 解釈 第 3 の一の 3 の(19)⑤
23 介護等の総合的な提供	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがないか。 例えば、通院等のため乗車又は降車の介助を行う指定訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しているか。	・ サービスの提供実績や事業運営全般から判断して特定のサービスに偏っていないか。 ・ 通院等のための乗車又は降車の介助を行う場合、県知事が指定を行う際には事業所の所在地の市町村に対して意見を求めること。	基準 第 29 条の 2 解釈 第 3 の一の 3 の(20)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
24 勤務体制の確保等	(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。 (4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 (5) 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。 ※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。	〈留意点〉 ① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 ② 訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護従業者を指すものであること。 ③ 社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならないこと。 ④ 訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ・ 事業主には、職場におけるハラスメント(※1)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 ・ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉 (指針) ・ 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号） ・ 「パワーハラスメント指針」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号） （留意事項） a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ・ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 〈事業主が講じることが望ましい取組について〉 ・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防	基準第30条 解釈 第3の一の3 の (21)①～③ 労働者派遣法：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号） 基準 第30条第4項 解釈 第3の一の3 の(21)④ ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項 ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。 ・介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。	
25 業務継続計画の策 定等	(1) 指定訪問介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (2) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	・指定訪問介護事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 ・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ・感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	基準 第 30 条の 2 解釈 第 3 の一の 3 の (22) ① 解釈 第 3 の一の 3 の (22) ②

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		【業務継続計画の記載項目等】 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 【研修の内容】 ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 【訓練（シミュレーション）】 ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	解釈 第 3 の一の 3 の(22)③ 解釈 第 3 の一の 3 の(22)④
26 衛生管理等	(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。	基準第 31 条 解釈 第 3 の一の 3 の(23)①

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定訪問介護事業所における感染対策委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っているか。 ※「感染対策委員会」：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ※「感染対策担当者」：専任の感染対策を担当する者 ※「テレビ電話装置等」：テレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。） ② 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】 - 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染対策委員会 - 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 - 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 - 同一事業所内での複数担当※の兼務や他の事業所・施設等との担当※の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 - 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 - 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 - 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 - 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 - 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 - 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 - 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環	基準 第31条第3項 解釈 第3の一の3 の(23)②

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
27 掲 示	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。	境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 - 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 - 登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 - 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 - 研修の実施内容についても記録すること。 - 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 - 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。 - 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 - 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ※重要事項 - 運営規程の概要、 - 訪問介護員等の勤務体制 - 事故発生時の対応 - 苦情処理の体制 - 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等	基準第32条 解釈 第3の一の3 の(24)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	・ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 ・ 重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意すること。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第 32 条第 3 項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。 なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第 1 項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第 2 項や居宅基準第 217 条第 1 項の規定に基づく措置に代えることができること。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。 ・ 訪問介護員等の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じること。 ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど、雇用時の取り決め等を行うこと。 ・ 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。 ・ 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正が確認する。 ・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定訪問介護事業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っているか。	基準第 33 条 基準第 34 条 基準第 34 条の 2 解釈 第 3 の一の 3 の(26)
28 秘密保持等	(1) 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		
29 広 告	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		
30 不当な働きかけの禁止	指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っているか。		

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	かけを行ってはならないこととしたものである。 具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。	基準第 35 条
32 苦情処理	(1) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第 23 条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行っているか。 (4) 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。 (5) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条（連合会の業務）第 1 項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	- 苦情処理の相談窓口があるか。 - 苦情処理体制、手続きが定められているか。 - 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 - ウェブサイトは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 - 常設窓口の所在地、電話番号、担当者等に変更はないか。変更があった場合、変更届が適正になされているか。 - 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	基準第 36 条 解釈 第 3 の一の 3 の (28)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
33 地域との連携等	(1) 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めているか。	・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 ・ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準省令第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない。 ・ 地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。	基準 第36条の2第1項 解釈 第3の1の3の(29)
34 事故発生時の対応	(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	・ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	基準第37条 解釈 第3の1の3の(30)
35 虐待の防止	指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っているか。	○ 次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 ・ 虐待の未然防止 指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解してい	基準 第37条の2 解釈 第3の1の3の(31) 基準 第3条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	② 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施しているか。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※「高齢者虐待防止法」：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号） ※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会	ることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会 ・虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉 ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。	解釈 第 3 の一の 3 の(31)①

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ②虐待の防止のための指針 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③虐待の防止のための従業者に対する研修 ・ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・ 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・ 指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。	解釈 第 3 の一の 3 の(31)② 解釈 第 3 の一の 3 の(31)③ 解釈 第 3 の一の 3 の(31)④

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
36 会計の区分	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	- 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 - なお、同一事業所内での複数担当※の兼務や他の事業所・施設等との担当※の兼務については、担当者としての職務に支障がなめれば差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	基準第 38 条 平 13 老振発第 18 号
37 記録の整備	(1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。 ① 訪問介護計画 ② 基準第 19 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 第 23 条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第 26 条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第 36 条の規定による第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第 37 条第 2 項の規定によるに規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 - 左記(2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。	基準第 39 条 解釈 第 3 の一の 3 の(33)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第5 居宅サービスに関する基準 1 共生型訪問介護の基準	訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき次の基準を満たしているか。 (1) 指定居宅介護事業所又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（「指定居宅介護事業所等」という。）の従業員の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護又は重度訪問介護（「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であるか。 (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	・ 共生型訪問介護は、指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が、要介護者に対して提供する指定訪問介護をいうものである。 (1) 従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者 ① 従業者（ホームヘルパー） 指定居宅介護事業所等の従業者の員数、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該居宅介護事業所等として必要とされる数以上であるか。 ② サービス提供責任者 共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。 共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。 ③ 管理者 第3の1の1の(3)を参照。 共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。 (2) 設備 指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものである。 (3) 指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 (4) 運営等 解釈第3の1の3を参照。 (5) その他の共生型サービスについて 高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、 ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの	基準 第39条の2 解釈 第3の1の4の(1) 解釈 第3の1の4の(2) 解釈 第3の1の4の(3) 解釈 第3の1の4の(4) 解釈 第3の1の4の(5)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 6 電磁的記録等	(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 11 条（受給者証の確認）第 1 項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	・法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの ・障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているものについても、「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましい。 ・共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるかどうか判断することとなる。	基準第 217 条
第 7 変更の届出等	(1) 指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10 日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の Quite 所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図 ⑤ 利用者の推定数 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程	法第 75 条第 1 項 施行規則 第 131 条第 1 項 第一号 法第 75 条第 2 項

